

# 公営住宅、町営住宅（定住促進住宅）の入居者募集

定住促進課

受付期間	1月7日(月)～同月17日(木)
受付場所	定住促進課住まい室
募集戸数	2戸
お申し込みに必要なもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.入居申込書</li> <li>2.住宅等状況申告書</li> <li>3.所得の状況が確認できる書類（所得証明、源泉徴収票など）</li> <li>4.地方税の滞納がないことを証明する書類（今年1月1日現在町内に住所がある方は同意書で可）</li> <li>5.世帯全員分の住民票（町外の方のみ）、本籍地の表示は不要</li> <li>6.その他必要と認める書類</li> <li>7.印鑑</li> </ol> <p>※下線のついている書類は、定住促進課住まい室に用意してあります。 ※3、4の書類は入居予定者の中で所得のある方全員分を提出してください。</p>

## ●公営住宅

募集団地	場所	戸数・家賃	建築年・構造・設備等	その他
① 清流団地A1 1LDK (65.1㎡)	西町3丁目7番	・1戸(1階) ・23,600円～ 99,100円	・平成22年 ・木造平屋建て(ロフト付き) ・ユニットバス付き ・物置付き、駐車場2台 ・ペットは認められません	・調理器、暖房機は各自用意
<p><b>町内に住所または勤務地を有する方、本町に居住を希望されている方で次の要件に該当する方</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 同居または同居しようとする親族（婚約中の方なども含む）がいる方 ※一定の要件（昭和31年4月1日以前生まれ等）に該当する場合に限り単身での入居が可能</li> <li>2. 税金等の滞納がない方</li> <li>3. 法の規定により算出した月額所得（世帯全員分）が15万8千円以下 ※次のいずれかの要件に該当する場合は、月額所得（世帯全員分）が21万4千円以下となります。 ・1956（昭和31）年4月1日以前に生まれた方で、かつ同居者のいずれもが同年4月1日以前生まれ、または18歳未満の方がいる場合 ・小学校就学の始期に達するまでの方がいる場合 ・身体障がい等級1級から4級までの方がいる場合 ・精神障がい等級1級から2級までの方がいる場合、知的障がい（精神障がいの程度に相当）の方がいる場合 ・ハンセン病療養者の方などがいる場合</li> </ol>				

## ●町営住宅（定住促進住宅）

募集団地	場所	戸数・家賃	建築年・構造・設備等	その他
① 友達団地A1 3LDK+ロフト (82.89㎡)	東8号北3番地	・1戸(平屋建て) ・39,300円 (固定家賃)	・平成24年 ・木造平屋建て(ロフト付き) ・浴室(ユニットバス付き) ・物置付き、駐車場2台 ・ペットは認められません	・合併処理浄化槽の保守管理が必要 (保守管理契約料は年間45,000円程度) ・景観協定 ・調理器は各自用意
<p><b>町内に住所または勤務地を有する方、本町に居住を希望されている方で次の要件に該当する方</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 町内で事業を行う個人若しくは法人の後継者、または町内企業に就業している者</li> <li>2. 既婚者、若しくは結婚を予定している者で、入居しようとする者が2人以上いる者</li> <li>3. 税金等の滞納がない方</li> <li>4. 収入金額が国で定める収入基準の範囲内の方、または入居後所得の上昇が見込まれる方 ※詳細は、お問い合わせください。</li> </ol>				

**その他** 入居申し込み者または同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に該当する場合には、入居することはできません。

**選考方法** 公営住宅等入居者選考委員会を開催し、入居者を決定します。

**入居予定日** 1月末日(期限までに入居することが要件となっています)。

**敷金** 家賃の3ヵ月分

**連帯保証人** 入居者と同程度以上の所得金額のある方2人(2人の保証人がいない場合は入居取り消し)。

**お問い合わせ** 定住促進課住まい室 ☎82-2111 (内線115、116)

常設相談窓口は、多重債務者相談窓口 ☎011-807-5144、金融ほっとライン ☎011-807-5145

金融商品、サービスに係る相談、ヤミ金融、未公開株取引の情報、不正利用口座の情報提供も受け付けます。

**日時** 1月25日(金) 午前9時から午後5時

**会場** 旭川地方合同庁舎西館1階 第1共用会議室(旭川市宮前通東4155番地)

**予約** 前日までに多重債務者相談窓口、金融ほっとラインで受け付け

万4千円)

**返還方法** 月賦、または月賦・半年賦併用の20年以内均等払い

**その他** 返還猶予などはご相談ください

**▼重度後遺障害者介護料支給対象** 自動車事故により脳・脊髄(せきずい)、胸腹部臓器に損傷を受け、常時または随時介護を要する方で、一定の要件に該当する方

**支給額** 障害の程度によって月額2万9千290円から13万6千880円(短期入院費用は別途支給)

**支給期月** 3、6、9、12月(3ヵ月分を一括支給)

**申し込み・お問い合わせ** 旭川支所 ☎40-0111

への定年引き上げではありません)

① 65歳以上までの定年引き上げ

② 基準(継続雇用の対象者を限定する基準を労使協定で定めることが出来ること)を廃止して希望者全員を65歳以上まで継続して雇用する制度への改正

③ 定年の定めを廃止

ただし、3月31日までに労使協定で継続雇用制度の対象者の基準を定めている場合、経過措置として厚生年金の報酬比例部分の年金支給開始年齢まで、希望者全員を継続して雇用対象とする改正が必要になります。(平成37年3月31日までの経過措置)

**お問い合わせ**、ご相談は、職業安定部職業対策課 ☎011-709-2311 (内線3683)、または旭川職業安定所(旭川市春光町10-58) ☎51-0176

**自衛官の募集**

自衛隊旭川地方協力本部南地区隊自衛官候補生を募集します。

**資格** 日本国籍を有し、18歳以上27歳未満の男子(4月1日現在)

**受付期間** 年間を通じて

**試験日** 1月20日(土)、2月16日(土)(採用予定に達した時点で試験を実施しない場合があります)

**会場** 陸上自衛隊旭川駐屯地(旭川市春光町)

**お問い合わせ** 南地区隊 ☎22-0648、町内募集相談員の小野さん ☎82-3737、樽井さん ☎82-4702

**社協だより**

温かい善意ありがとうございます

昨年11月16日から同年12月15日までにご寄付をいただきました方は次のとおりです。

《香典の返礼にかえて》

9区 守屋トミエ様

新栄 松木 義光様

新栄 武田 寿之様

12区 山中 久子様

16区 園田 稔様

東町2丁目 寺沢 芳枝様

東町3丁目 眞鍋喜美子様

南町2丁目 森影 豊樹様

東倉沼 吉田 孝一様

1月17日 泉 文夫

**自動車事故被害者のための援護制度をご利用ください**

**(独)自動車事故対策機構旭川支部**

自動車事故被害者のための経済的援助として、重度後遺障害者に対する介護料の支給、交通遺児への育英資金の貸付業務を行っています。

**▼交通遺児等育英資金貸付(無利息)**

**対象** 自動車事故によって保護者の方が亡くなり、または重い後遺障害を残した0歳から中学生までのお子さまがいる家庭

**金額** 一人につき最初一時金15万5千円、以後月額2万円(小、中学校の入学時に入学支度金4

**4月から65歳以上まで定年引き上げなどが義務化**

**厚生労働省北海道労働局**

4月1日から施行となる高齢者雇用安定法(高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律)の改正に伴って、65歳以上の高齢者の希望者全員に対して、働く意欲と能力に応じて引き続き働き続けられる環境の整備が義務付けられます。

新たな雇用確保措置を導入するため、次のいずれかの対応が必要になります。(今回の改正は65歳

## 各種大会成績

**【バドミントン】**

◆第32回東川町内郵便局杯バドミントン大会(昨年12月9日・東川中体育館)

[男子]

▼Aブロック ①塚原・行天▼B ①鈴木・島本▼C ①清水・上野▼D ①青柳・永澤▼E ①渡辺・楠美

[女子]

▼Aブロック ①菅野・谷地▼B ①岩田・金澤▼C ①小林・志摩▼D ①小林・志摩▼E ①石坂・杉本▼F ①志摩・漆畑▼G ①小尾・西▼H ①藤田・北川

**【野球】**

◆第30回東川大雪野球少年団育成会会長杯少年野球(昨年10月14日・東川町民グラウンド)

▼準決勝 東川大雪野球少年団14-1東聖イーグルス

▼決勝 東川大雪野球少年団5-2千代田イーグルス

## 東川町文化ギャラリー展示案内

東町1丁目19-8 ☎82-4700

○1月30日(水)まで

- ・2012ストリートギャラリー・グループ・オカモトアユミ展
- ・写真の交響楽展
- ・第8回ひしがかわ大写真展

○2月1日(金)～同月14日(木)

- ・旭正写真愛好会展
- ・全日本写真連盟旭川支部(第63回アサヒ北海道写真展)
- ・「大雪山～4人の視点」

※1月31日(木)は作品入れ替えのため休館